

# 令和5年度 鹿児島市立紫原小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

本校はこれまで、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、組織的に様々な取組を行ってきた。平成25年6月21日に「いじめ防止対策推進法」が成立し、鹿児島県及び鹿児島市からも「いじめ防止基本方針」が示されたことを受け、本校も改めて「鹿児島市立紫原小学校いじめ防止基本方針」を策定し、これまで以上に、いじめ問題に対して学校・保護者・地域等と連携を図りながら、解決に向けた取組を行うこととした。

## 2 全体計画

### 令和5年度 紫原小学校いじめ防止基本方針全体計画

【学校教育目標】 夢と希望を持ち、『自立』した紫原の子供を育てる  
 【校訓】 考える 思いやる がんばる

#### 【本校がいじめに向かう立場】

すべての職員が、「いじめは、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、すべての児童が「安心・安全」に学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域が一体となり、いじめ問題に正面から向き合う。

#### 【いじめ根絶にむけての重点】

- ① 教員共に、「いじめを許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに務める。
- ② 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの未然防止・早期発見のために、日頃から児童観察と情報の共有に努める。
- ④ いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、必要に応じて、関係機関と連携して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が連携して、未然防止・早期発見・早期解決に努める。

<p>家庭・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> <li>・PTA運営委員会</li> <li>・PTA総会</li> <li>・学級PTA</li> <li>・まちづくり協議会</li> <li>・校区あいご会</li> <li>・民生委員</li> <li>・スクールガード</li> </ul>	<p>《心すくすく委員会》月1回・職員会議後</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめや不登校等、課題を抱えている児童の早期発見</li> <li>② 全職員による共通理解と対応策の検討</li> </ol> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>管理職・生徒指導主任・全職員</p>	<p>関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会 227-1971</li> <li>・少年サポートセンター 232-7869</li> <li>・中央児童相談所 263-3003</li> <li>・紫原交番 258-1766</li> <li>・鹿児島南警察署 269-0110</li> <li>・県総合教育センター教育相談課 294-2788</li> </ul>
	<p>《生徒指導部会》月1回・職員会議前週</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 心すくすく委員会に向けて、生徒指導事案やいじめ事案、不登校事案の共通理解と対応策の検討</li> </ol> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>管理職・3主任・各学年の担当者・特別支援コーディネーター・養護教諭</p>	
	<p>《生徒指導連絡会》週1回・職員連絡会后</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① いじめや不登校等、課題を抱えている児童の早期発見</li> <li>② 全職員による共通理解と対応策の検討</li> </ol> <p>&lt;構成員&gt;</p> <p>管理職・生徒指導主任・全職員</p>	
<p>【教育活動の重点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学ぶ力・確かな学力の定着</li> <li>・人権教育によるエンパワメント</li> <li>・特別支援教育のよさの活用</li> <li>・健康教育と安全教育、食育の推進</li> <li>・道徳性を育成する心の教育の推進</li> <li>・自己肯定感・自己指導能力の育成</li> <li>・家庭・地域・関係機関との連携</li> </ul>	<p>【未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育・特別活動の充実</li> <li>・児童の好ましい人間関係づくり</li> <li>・「いじめは絶対に許されない」という意識を高める取組</li> <li>・学級・学年・学校の連帯感を高める取組</li> <li>・いじめを考える週間(年2回)、いじめ防止強調月間(5月～6月)</li> <li>・保護者への啓発、地域との連携</li> </ul>	<p>【生徒指導体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心すくすく委員会(月1回)</li> <li>・生徒指導部会(月1回)</li> <li>・生徒指導連絡会(週1回)</li> <li>・SC</li> <li>・SSW</li> <li>・いじめ対応チーム</li> </ul>
<p>【いじめを考える週間】</p> <p>期間:年2回(4月・9月)</p> <p>取組:いじめに関する授業の実施</p> <p>【児童の主体的な活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止強調月間への取組</li> <li>・委員会活動</li> <li>・集会活動・行事</li> </ul>	<p>【早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の集約と共有(心すくすく委員会・生徒指導部会、連絡会)</li> <li>・調査の実施(SOSシート・学校楽しいーと)</li> <li>・相談体制の整備(年度当初・毎週木曜日放課後)</li> <li>・相談事業の周知(SC)</li> </ul> <p>【対応の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・いじめ対応チームの編成・対応方針の決定・役割分担</li> <li>・正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携</li> <li>・指導体制の検討・今後の対応の検討</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>	<p>【教育相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童との計画的相談</li> <li>・保護者との計画的相談</li> <li>・SCへの相談体制の確立</li> <li>・関係機関の紹介</li> </ul> <p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研修</li> <li>・人権同和教育研修</li> <li>・外部研修への参加啓発</li> <li>・外部講師招聘研修</li> <li>・事例研修</li> </ul>

#### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条「から抜粋)

#### 【具体例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・意図的にぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品や物品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

### 3 いじめ防止等の紫原小学校の取組

#### (1) 未然防止

##### ア 未然防止に関する基本的考え方

「いじめは、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全ての児童が「安心・安全」に学校生活を送ることができるように、未然防止に努める。未然防止を充実させるため、下記の3点を未然防止に関する基本方針とする。

- 教児共に、「いじめを許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 日頃から児童観察と情報の共有に努める。

##### イ いじめの未然防止への具体的な取組

- ① 道徳や特別活動等とおして、児童の好ましい人間関係を築く。(教育課程への位置付け)
- ② いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- ③ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- ④ いじめを見て見ぬふりをしないよう指導する。(教育相談・アンケート等にいじめ情報収集項目の挿入)
- ⑤ 一人で悩まずに、家族・学校・友達・関係機関等に相談するよう指導する。
- ⑥ いじめについて考える場を計画的に設ける。(道徳・特活等を中心に、いじめをテーマとした授業の実施)
- ⑦ 行事等とおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- ⑧ いじめ解決に向けた、児童の主体的な活動を支援する。
- ⑨ 「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」・「いじめ問題を考える週間」の実施
  - ・ 児童に対する啓発活動
  - ・ 児童のいじめ等の実態把握(SOSシート・学校楽しいーと・教育相談)
  - ・ いじめ問題に関する職員研修の実施
- ⑩ 保護者に対する啓発活動(学級通信・学校だより 等)
- ⑪ 地域と連携した活動の推進(いじめ防止についての地域への広報・啓発【民生委員と語る会等の設定】 等)
- ⑫ 評価・改善

#### (2) 早期発見

##### ア 早期発見に向けた心構え

- ① 全ての大人(教職員・保護者・地域の方など)が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりをもつ。
- ④ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

##### イ 早期発見に対応する組織

- ① 心すくすく委員会(心の教育推進委員会)
- ② 生徒指導部会
- ③ 生徒指導連絡会

##### ウ 早期発見への具体的な取組

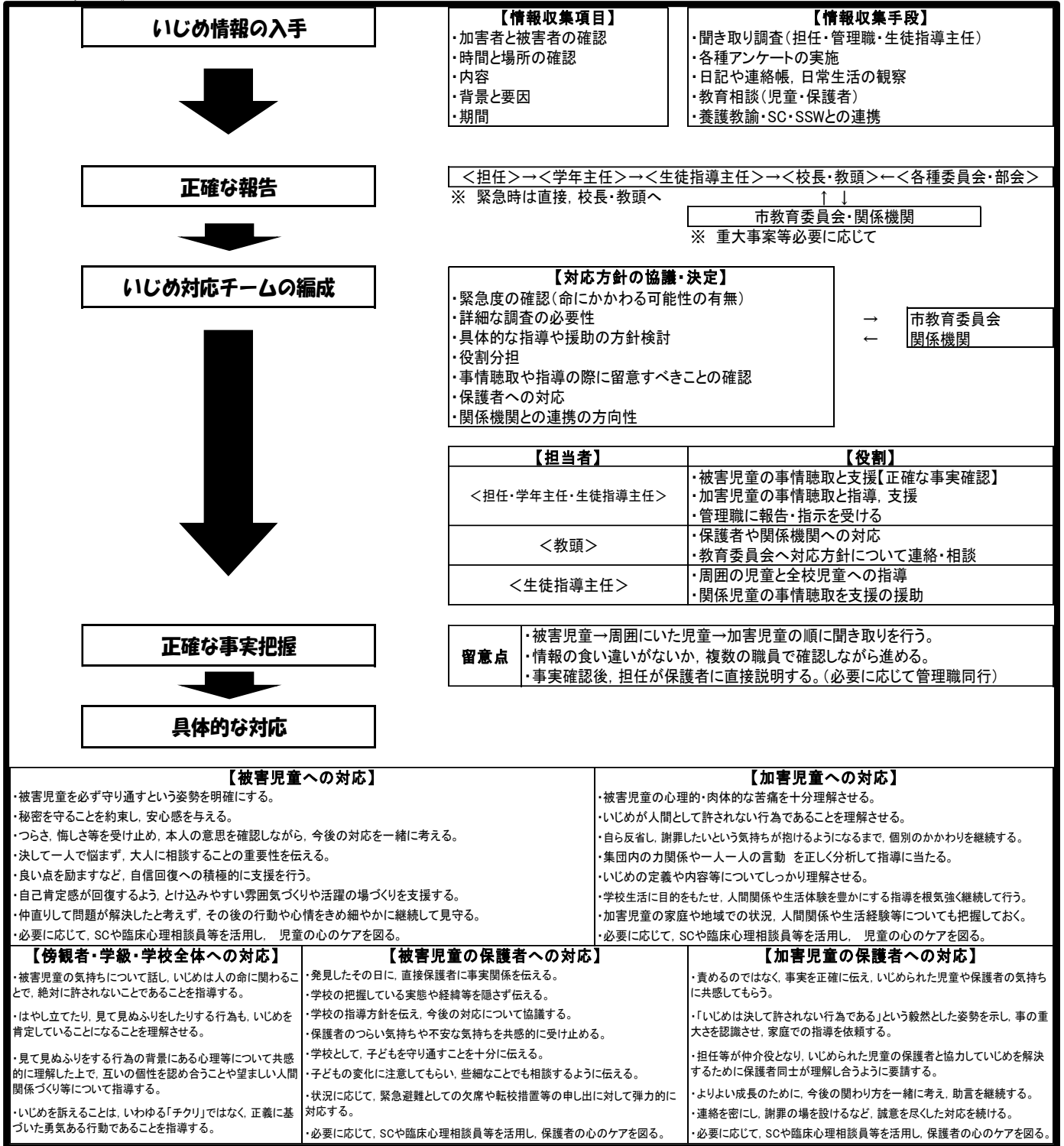
- ① 情報の集約と共有(心すくすく委員会・生徒指導部会・生徒指導連絡会)
- ② 調査の実施
  - ・ SOSシート(5月・10月・1月)
  - ・ 学校楽しいーと(6月・12月)
- ③ 相談体制の整備(教育相談:年度当初に全家庭、必要に応じて毎週木曜日放課後)
- ④ 相談事業の周知(SC・SSW)

#### (3) 対応の在り方

##### ア いじめが認識された場合の対応の基本

- ① 組織的な対応を行う。
  - ・ 学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題解決にあたる。(いじめ対応チームの編成)
  - ・ 事実の聞き取りは原則複数で行い、情報の窓口は一本化する。
- ② 学校は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
  - ・ 情報提供者に被害が及ばないよう配慮して指導にあたる。
- ③ いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
  - ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、加害児童に対して適切な指導を行う。
  - ・ 観衆・傍観者の立場にいる児童に対しても、いじているのと同様の行為であることを理解させ、指導する。
- ④ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。
  - ・ いじめが重大な事態と判断された場合には、学校内だけでなく、関係機関、専門家と連携、協力して対応にあたる。
  - ・ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。
  - ・ いじめられた児童の保護者に対しては、事例が解決した後も事後経過の連絡、情報交換を定期的に行う。
  - ・ 学校運営協議会や、PTA等地域の関係団体等と、連携強化を推進し、必要に応じて協力を依頼する。

## イ 対応の流れ



## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

→年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして、報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態の発生の報告

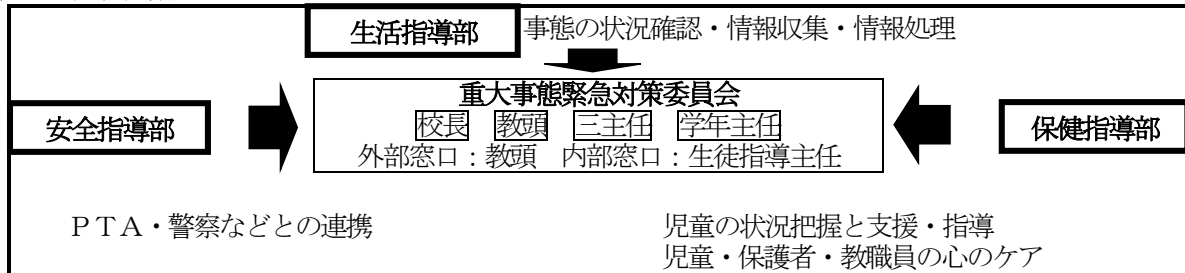
ア 重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめ防止対策委員会」は、以下の対応について緊急対応策に基づき、チームを組織し、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ① 事態の状況把握, 情報収集, 情報整理
  - ・ 児童の状況確認と支援・指導, 児童・保護者・教職員の心のケア
  - ・ PTA・警察などとの連携 (校長・教頭を中心に)
- ② 市教育委員会による緊急指導・支援
  - ・ 市教育委員会と緊密な情報連携を図り, 市教育委員会から以下の内容等の指導・支援を受ける。
  - ・ 情報確認, 情報収集, 情報整理などの係る必要な指導
  - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援
  - ・ 県教育委員会や警察などとの連携に係る支援 等

ウ 調査を行う組織図



## 5 年間計画

	児童関係	職員関係	検証関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題を考える週間①</li> <li>・教育相談</li> <li>・一事徹底週間「廊下歩行」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧担任引継</li> <li>・生徒指導共通理解</li> <li>・いじめ問題を考える週間への取組</li> <li>・学級PTA</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新旧担任引継</li> <li>・いじめ問題を考える週間での取組の検証</li> <li>・年間の活動計画の確認</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止啓発強調月間</li> <li>・SOSシート①</li> <li>・いじめ標語・ポスターの取組</li> <li>・教育相談</li> <li>・土曜参観</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・PTA総会</li> <li>・いじめ防止啓発強調月間の取組</li> <li>・心すくすく委員会</li> <li>・土曜参観 (授業参観) の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSシートをもとにした教育相談</li> <li>・いじめ防止啓発強調月間での取組の検証</li> <li>・民生委員との情報交換①</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止啓発強調月間</li> <li>・学校たのしいーと</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・いじめ防止啓発強調月間の取組</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校たのしいーとの分析</li> <li>・いじめ防止啓発強調月間での取組の検証</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査</li> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査集計・分析</li> <li>・学級PTA</li> <li>・教育相談</li> <li>・紫原校区青少年健全育成大会</li> <li>・生徒指導部会</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認</li> <li>・アンケート結果の検証</li> <li>・いじめアンケート集計結果の分析</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修 (外部招聘も含む)</li> <li>・教育相談</li> </ul>	
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯・ネット利用実態調査</li> <li>・いじめ問題を考える週間②</li> <li>・教育相談</li> <li>・一事徹底週間「廊下歩行」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯・ネット利用実態調査 集計・分析</li> <li>・教育相談</li> <li>・心すくすく委員会</li> <li>・いじめ問題を考える週間への取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯・ネット利用実態調査結果の分析・対応策の検討</li> <li>・いじめ問題を考える週間での取組の検証</li> <li>・PTA評議員会での情報交換</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSシート②</li> <li>・教育相談</li> <li>・教育相談強調旬間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSシートをもとにした教育相談</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談強調旬間</li> <li>・校内人権旬間 (ありがとうの花・標語の作成)</li> <li>・「かごしまの教育」県民週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・「かごしまの教育」県民週間への取組</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会との情報交換</li> <li>・教育相談での情報収集</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内人権旬間</li> <li>・学校楽しいーと②</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導部会</li> <li>・心すくすく委員会</li> <li>・学級PTA</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認</li> <li>・民生委員との情報交換②</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・SOSシート③</li> <li>・一事徹底週間「廊下歩行」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSシートをもとにした教育相談</li> <li>・次年度年間活動計画の検討</li> <li>・PTA評議員会での情報交換</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・生徒指導部会</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間総括及び次年度に向けての取組確認</li> <li>・教育相談のまとめ</li> <li>・学校運営協議会での情報交換</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級PTA</li> <li>・生徒指導部会</li> <li>・心すくすく委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次学年への引継</li> </ul>